

東栄医療センター（仮称）等 公募型設計プロポーザル実施要領

令和2年1月16日

1. 目的

東栄町では、町内で安心して医療を受けられる医療体制の充実が必要であることから、新たに無床診療所と保健福祉センターを融合した東栄医療センター（仮称）等を整備することとした。在宅での住民の生活も支えることができるよう、地域包括ケアシステムにおける中核施設の建設工事の設計にあたり、選定方法の公平性、透明性を図りながら、適正な予算の範ちゅうで、より優れた設計者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 業務概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 東栄医療センター（仮称）等建設事業 設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 東栄医療センター（仮称）等基本設計業務及び実施設計業務 |
| (3) 発注者 | 愛知県東栄町 |
| (4) 履行期間 | 契約日の翌日から令和3年2月28日まで |

3. 設計者選定の概要

(1) 募集及び選定スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・ 公告、プロポーザル実施要領の公表 | 令和2年1月16日～令和2年1月27日 |
| ・ 参加表明書に関する質問書の提出期間 | 令和2年1月16日～令和2年1月21日 |
| ・ 参加表明書に関する質問書の回答 | 令和2年1月23日 |
| ・ 参加表明書の提出期間 | 令和2年1月16日～令和2年1月27日 |
| ・ 一次審査結果公表及び通知 | 令和2年2月7日 |
| ・ 技術提案書に関する質問書の提出期間 | 令和2年2月7日～令和2年2月13日 |
| ・ 技術提案書に関する質問書の回答 | 令和2年2月17日 |
| ・ 技術提案書の提出期間 | 令和2年2月7日～令和2年3月5日 |
| ・ ヒアリング審査 | 令和2年3月9日 |
| ・ 二次審査結果の通知及び公表 | 令和2年3月17日 |
| ・ 契約締結 | 令和2年4月1日 |

(2) 審査委員会

本業務の選定にあつたては、東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）の評価に基づいて行うこととする。

(3) 委託料

あらかじめ定める予定額を上限として決定する。

(4) 説明会の開催

本業務に関する説明会は開催しない。個別に現地調査等を行う場合は、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないように十分注意すること。

3. 事業計画概要

「東栄医療センター（仮称）等整備事業の概要」のとおり

4. 参加者の資格

本プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- ① 参加表明書を提出する者は単体企業であること。
- ② 参加表明書を提出する者は、平成18年3月以降に病院または自治体立診療所の新築・改築工事の設計受注実績があること。
- ③ 管理技術者及び各担当主任技術者は、平成18年3月以降に病院または自治体立診療所の新築・改築工事の設計実績があること。
- ④ 本手続への参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、東栄町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑥ 本店又は主たる営業所の所在地が愛知県内であること。
- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て又は破産手続き中でないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て又は更生手続き中の者でないこと。
- ⑩ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は再生手続中でないこと。
- ⑪ あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、平成30年度及び平成31年度に愛知県または東栄町が発注する設計・測量建設コンサルタント等業務の一般競争及び指名競争入札参加資格者として登録されている者であること。引き続き令和2年度及び令和3年度においても登録を予定する者であること。

5. 手続等

(1) 事務局

東栄町 住民福祉課

〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地

電 話：0536-76-0503

F A X：0536-76-1725

M a i l：jyumin@town.toei.lg.jp

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

① 資料名

- (ア) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル実施に係る手続開始の公告
- (イ) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル実施要領
- (ウ) 東栄医療センター（仮称）等整備事業の概要
- (エ) 東栄医療センター（仮称）等公募型設計プロポーザル参加表明書作成要領

② 交付期間 令和2年1月16日(木)から令和2年1月27日(月)まで
(土曜、日曜及び祝日は除く。)

交付時間は9時から16時30分まで

③ 交付場所

上記5の(1)に同じ。

上記資料は、東栄町のホームページからも入手できる。

(URL : <http://www.town.toei.aichi.jp>)

(3) 参加表明書の提出

① 提出期限 令和2年1月27日(月) 16時30分まで

② 提出場所 上記5の(1)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限日時必着のこと。）

(4) 参加表明書に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

① 質問は、文書（参加表明書様式集の様式8）をメールにより受け付ける。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを併記する。

(ア) 質問の受付先：上記5の(1)に同じ。

(イ) 質問受付期間：令和2年1月16日(水)から令和2年1月21日(火)まで

② 質問に対する回答は、東栄町のホームページにて回答する。

(5) 技術提案書提出要請者の決定及び通知（第一次審査）

① 町長は、参加資格を認めた者のうちから、審査委員会の選考を経て技術提案書の提出を要請する者（5者程度）を決定する。

② 町長は、①の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請を書面により通知するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。（技術提案書提出要請を受けた者は、技術提案書を提出のこと。）

③ 技術提案書のテーマ及び技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の審査委員会で審議決定した後に技術提案書提出要請者へ通知する。

(6) 技術提案書及び設計業務委託料参考見積書の提出

① 提出期限 令和2年3月5日(木) 16時30分

② 提出場所 上記5の(1)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送

(配達証明付書留郵便に限る。提出期限日時必着のこと。)

④ 様式 技術提案書作成要領は、技術提案書提出要請通知と共に送付する。

(7) プロポーザルの特定 (第二次審査)

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知する。

7. 参加表明書の評価項目・評価事項及び技術提案書の評価項目・評価事項

(1) 参加表明書の評価項目・評価事項 (第一次審査)

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力 (業務経歴等)	同種業務実績数、技術者数、有資格者数
2. 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	管理技術者及び担当主任技術者等の資格・経験、業務実績、繁忙度

(2) 技術提案書の評価項目・評価事項 (第二次審査)

評価項目	評価事項	
1. 取組意欲	ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。	
2. 業務実施内容及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度	業務内容、業務背景等の理解度が高い場合に優位に評価する。
	業務実施方針	概略の設計・監理工程における業務の概要と発注者側への対応について、提案の的確性、実現性等を総合的に評価する。
	課題に対する技術提案 (1 から 4 項目程度)	課題について、その的確性 (与条件との整合性が取れているか等)、実現性 (提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等) を考慮して総合的に評価する。
3. コミュニケーション能力 (協調性)	ヒアリングにより、設計を進める上でのパートナーとしてふさわしいと感じられる場合に評価する。	

(3) 設計業務委託料参考見積書は評価の対象とはせず、また公表もしない。

設計業務委託料参考見積書は、基本設計・実施設計・敷地測量に分けて提出すること。

書式は、各社のものとする。

8. 審査委員会

プロポーザルの特定までに関わる審査は下記の委員による審査委員会で行う。

・委員長	東栄町	副町長	伊藤 克明
・副委員長	東栄医療センター	センター長	丹羽 治男
・委員	東栄町	総務課長	内藤 敏行
・委員	東栄町	住民福祉課長	伊藤 太
・委員	東栄医療センター	看護師長	岡田 ゆう子
・委員	東栄医療センター	事務長	伊藤 知幸
・委員	東栄町社会福祉協議会	事務局長	長谷 五子
・委員	㈱自治体病院共済会	技術参与	金井 信一

9. 審査

(1) 第一次審査結果の公表

令和2年2月7日

(2) 第二次審査結果の公表

令和2年3月17日

10. 失格

次の条件の一つに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

11. 随意契約に係る見積書の徴取等

- (1) 審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、設計業務委託料見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。
- (2) 設計業務委託料の額は、東栄町が定める予定額を上限として決定する。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨：日本語及び日本円とする。
- (2) 契約書作成の要否：プロポーザル特定後、業務委託契約時に作成する。
- (3) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 本件業務受注者と当該工事請負者の受注資格

本件業務を受注した設計事務所（協力を受ける他の協力事務所等を含む）が建設業等と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業等の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。

(5) 非選定及び非特定理由の説明

- ① 技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうちプロポーザルを特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。
- ② 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) その他

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及びプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑤ 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥ 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- ⑦ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- ⑧ 技術提案書の提出者として選定された者を公表することがある。
- ⑨ 審査結果及び提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ⑩ 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑪ 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1案とする。